

電 気 保 安 に 関 す る 付 帯 契 約 書 (案)

収 入
印 紙

岡山市(以下「甲」という。)と、●●●●●●(以下「乙」という。)は、令和7年 月 日付委託契約書(委託名:東区役所庁舎等設備総合管理業務委託)第1条第3項に基づき、後記物件(以下「管理物件」という。)の管理に関し次のとおり約定した。

【管理物件】

- 1 名 称 岡山市東区役所庁舎
- 2 所在地 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号

第1条 甲は、管理物件につき、次条以下の条項に基づきその管理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 前条の管理の範囲は、次のとおりとする。

- 1 電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防用設備等建物の設備に係る運転監視及び日常巡視点検業務
- 2 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための巡視、点検及び検査

第3条 乙は、前条の管理については、電気関係諸法令及び甲の定めた保安規程を遵守し、常に善良な管理者の注意をもって管理物件の管理にあたるものとする。

第4条 設備の改廃、新設工事の実施及び委託業務の遂行にあたっては、常に甲乙間で緊密な連絡をとり、調整、協議して実施するものとする。

第5条 甲は、管理物件の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務に必要な電気主任技術者を乙の従業員より選任し、所轄官庁に対し届け出を行うものとする。なお、電気主任技術者を乙の従業員より選任することが困難な場合には、甲は、「一般財団法人 中国電気保安協会」に委託することができるものとし、その場合における一切の費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督を行うものとする。
- 3 第1項の電気主任技術者は、電気工作物の設置、改造等の工事期間中にあっては毎週1回以上、その他の場合にあっては隔月1回以上勤務するものとする。なお、電気主任技術者不在時の連絡責任者を甲乙協議のうえ決定しておくものとする。

第6条 法令による選任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務の代行をおこなう者を甲乙協議してあらかじめ指名しておくものとする。

第7条 電気主任技術者その他の法令による選任技術者がおこなう業務上重要な事項については、甲、乙それぞれに連絡、報告、調整をおこなうものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者、その他法令による選任技術者は臨機の措置をとり、事後本文の定める趣旨により報告をおこなうものとする。

第8条 管理物件の日常使用による消耗、破損及び故障の小修理は、適時乙が行う。ただし、管理物件の保存、基本的修理、施設の取替又は新設については、甲がその処理を決定するものとする。

第9条 甲の委託業務遂行中、事故発生のおそれがあるとき、又は事故が発生した場合は、遅滞なく甲にその状況を通知し、速やかに甲の指示を受け、又は甲乙協議してその処理にあたるものとする。

2 甲の委託業務遂行中に、設備上不備が認められる事項、又は故障その他の事故を発見したときは、乙はその事実と処理方法を明らかにして、速やかに甲に報告して処理解決にあたるものとする。

3 甲が設備の全部又は一部の変更、撤去あるいは修理及び設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を必要とするときは、あらかじめ乙に通知するものとし、甲乙協議して設備の保全にあたるものとする。

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に関しこの付帯契約書に定めていない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

第11条 この付帯契約の期間は、令和7年 月 日から令和10年3月31日までの3年間とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫 印

乙